

令和3年度 第16回 邑南町教育委員会 会議録

1. 招集期日 令和 4年 2月 8日(火)

招集場所 元気館 視聴覚室

2. 出席委員 土居教育長、森岡委員、服部委員、井上委員、武田委員

3. 説明のため出席を求めた者及び参加者

高瀬学校教育課長、三上生涯学習課長

4. 会議録に署名すべき委員の指名

森岡委員、武田委員

土居教育長：

日程第1

これより、第16回の邑南町教育委員会を開催いたします。

( 9:27～)

日程第2

本日の会議録署名委員は、森岡委員さん、武田委員さんお願いします。

日程第3 議決事項

議案第50号 令和3年度要保護及び準要保護児童生徒就学援助新入学児童生徒学用品費の追加支給の認定についてを、お諮りをしたいと思います。では事務局お願いします。

高瀬学校教育課長：

資料を基について説明

議案第50号 令和3年度要保護及び準要保護児童生徒就学援助新入学児童生徒学用品費の追加支給認定についてでございます。これにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。一枚はぐっていただきますとそちら資料を付けております。申請者1名でございます。所得審査の結果そちらに記載してある通りの数字となっております。これについては以上でございます。

土居教育長：

児童1名が新入用品の追加申請が出ておりますので、審議をしたいと思います。50号についてご質問ございますでしょうか。

教育委員：

ありません。

土居教育長：

それでは議案第50号令和3年度要保護及び準要保護児童生徒就学援助新入学児童生徒学用品費の追加支給認定についてはご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

続きまして第51号教職員の人事異動の内申についてを審議をしたいと思います。では私の方から説明をさせていただきます。内申については、管理職、教職員について今回内申を県教委の方にあげることになっております。お開きをいただいて、1ページ目、異動についてというところを見ていただけたら、邑教委第100号の分です。

以下資料を基に説明

個人情報につき省略

人事異動について少し説明をさせていただきました。綴じてあるところの資料を見てください。管理職の異動についてですが、今年度から管理職についても家庭の事情を詳細に書くようになり、配慮をした人事異動が行われるようになりましたので、今回異動される校長先生の中には、家庭の事情を考慮した人事異動、2年で、管理職の場合は年限が定められておりませんので、1年でも2年でも5年居っても問題はないわけで、教諭の場合は、普通は同じ学校に3年以上勤めなければならないという規定があるわけですが、管理職はそういう規定がありませんので、1年でも変わる場合もあるということです。それと(2)で小学校の管理職がものすごく不足しています。というのが小学校の教頭に向かおうという人が、数がどんどんどんどん減っております。そういう関係で、再任用の管理職をやらないとポストが埋まらないような状況になっております。浜田管内でも校長先生6名が再任用、教頭先生3名、邑南町は校長が2名、教頭が1名、再任用の方に着任を、お願いをするような格好になっております。そういう関係で、教育事務所等で管理職の名簿登載者は学校現場に出てください、というような、そういう方向になるので、その指導主事等の、学校現場の教諭をそこへあてる様な人事異動がっております。邑南町でもそういうことになっておって、C小学校、あるいは、これはわかりませんが、町内の女性にも島根大学の付属学校へ移動してもらえんだろうか、というような声も受けております。それと教職員の人事ですが、島根県も教員不足が起こっております。ニュースでも知っておられるように、文科省が調べた結果2千数名の教員不足の実態が明らかになっております。資料1の次のページのところ開いてもらえばわかるんですが、これは表が小学校、裏が中学校の教員不足です。2列目の中程のところ○が付いておりますが、島根県です。不足率が1.46で、ずば抜けて多いじゃないかという。ですが、隣のところ義務標準法に基づく充足率が、103.3%、90何%のところもあるのに、なんでこがぁなことになっとるのかなあというのがありますが。実は島根県は、国の標準法に基づかない教員の配置もしております。例えば小学校は、35名ですが、1年生、2年生は30名、あるいは中学校は40名、なんだけど、1年生は35名であるとか。そういうような特別な加配を国の標準法を超えて、少人数学級を目指した加配を行っているので、国の充足率は103.3%になるけども、足りない学校もい

るということで、42人が足りないという、これは変わらない事実です。それから後ろの方へ行くと中学校ですが、中学校の方は12名が足りない。4校で足りないということです。これは、非常勤は除いてありますので、本当に教師が授業を行われないという、臨免を出しますので、そういうことはないんですが、実際にはそういう数が足りないということです。元のところに帰っていただいて、講師等がそういう関係で、講師が増えているということで、邑南町においてもそれが顕著になっているんじゃないかなあとということで、次のページ資料3を見てください。小学校については、これ大まかな数字なんで、正確な数字ではありませんが、期限付講師が小学校は9名です。教員は9名、養護教諭は2名、事務職が2名。中学校の方は、期限付が4名というような状況になっております。また元のところに帰って下さい。町内の異動も講師が増えてきているということで、県全体で教員が不足しているの、なかなか教諭を付けることが、かなわないというような状況です。応募数も減ってはいるのも事実です。かといって試験を甘くして、それで採用してしまうと、辞めてくださいというわけにはいかないの、ある程度の質の担保を整えつつ、確保しつつ、教員を増やしていかなければならないというような、そういうジレンマもあります。小学校の方は約2人に1人は合格するような状況です。中学校の方はとは言いながら、教科のばらつきもありますが、3倍から4倍、あるいは5倍、から高校にいたっては十何倍の教科もあるようで、なかなか小学校の教員を確保するのは難しい状況になっております。それから町内異動の状況ですが、前にもお話をさせていただいたように同一市町村15年というのが目前に控えている、合併してから15、6年になるので、そこら辺を早めが変わって、後、邑南町で勤務を続けたいというような方が増えてきておって、町内で異動する方がだんだん少なくなってきました。近隣の川本町、美郷町、桜江あるいは旭に向かう人が増えておりますが、だんだん空きポストが少なくなっており、そこに異動希望を出しながら、留任してもらっている人もぼつぼつ見え始めておるような状況です。今後の人事日程ですが、資料2の通り、3月1日に転居等内示、3月15日に内示、記者発表が3月の23日に行われ、翌日新聞発表は3月24日というような人事日程になっております。それから懸案の市木小学校の事務職については、ほぼほぼ付くというような見通しです。それから日貫小学校の事務職、養護については、養護教諭については内定しておりますが、事務職については例年通りのない、しかしながら学級数が増えますので、教員数は増えるというような状況です。講師の内申については、3月の15日ぐらいになると思いますが、さっき説明をさせてもらったように、講師もなかなかいないというような状況で、出雲地域で担任が決まらないでスタートしたというような状況も昨年はあっております。そういうのが無くすように今県教委が努力をしてもらっていますが、なかなか講師も少ないというような状況にありますので、邑南町も一緒になって見付けなきゃいけないようなこともあるかもしれんなというようなことを思っております。以上です。説明あるいは人事の内申についてご質問があればお願いをしたいと思います。

森岡委員：

管理職の再任用ですがね、今年が初めてですか。

土居教育長：

管理職の再任用は初めてです。

森岡委員：

そうですね。

土居教育長：

管理職としての再任用。教諭としての再任用はこれまでもありました。

森岡委員：

今まではそうですね。再任用する場合、校長のあと教諭になりますよね。それが今年からはそうじゃなくて、必ずでしょ。

土居教育長：

そうです、それで、9割給与は、現職の時の9割です校長は。教頭は8割で管理職手当も付きます。県教委の考え方として、無理をお願いするので、出来るだけ課題のない学校へ配置せんと、給料は減る、課題は今までと変わらんような学校に配置されたんじゃあ、更新が得られん。1年は我慢して勤めるが、こがあなことだったら、来年は辞めますわ言って言われると、やれんので、課題の小さい、あるいは通勤時間の長くないところの配置を考えておりますということでした。D小学校の個別のあれなんですけど、本来はその学校へ継続してというのは有り得ない、原則としてしないけども、校長先生も替わられるので、教頭と校長が同時に異動するというのは避けたいので、特別なルールとして1年間は教頭として残ってもらおうというような人事をされたということです。A小学校、D小学校課題が少ないということではなくて、どちらかというに近いという、通勤時間があまり掛からんというところを判断されたというような実態だそうです。

武田委員：

管理職の先生に成り手が少ないというのは、何か理由があるんですか。負担が大きくなることですか。

土居教育長：

管理職は、しわいという。

武田委員：

やっぱりそうなんですね。

土居教育長：

管理職見とるけえね。

武田委員：

そうですね。

土居教育長：

そういうのがあるんじゃないかなと思いますね。特に小学校は、女性が7割ぐらいなんですよ。一時期女性の管理職も増えたんですが、どうしてかわからんですが、それからたつと女性が管理職に向かうのは少なくなりましたよね。まあ、考え、価値観が変わってきたというのもあるかもしれませんが、今回E小学校に勤めてもらう先生は女性です。高原の先生です。

武田委員：

なんとなく継続性に不安が出てきますよね、なんか。今回は良かったみたいですけど。そう考えると管理職の負担を減らす何か工夫っていうのがいるかもしれないですよね。

土居教育長：

まあ、女性の場合は出来る限り居住地の近くに勤めてもらうというような配慮はあるんですが、それでもなかなか向かってもらえないという。

森岡委員：

教頭は大変じゃないですか、基本は。管理職の窓口は教頭にならないと、校長にはならないわけなんで、教頭は多分敬遠すると思います。そうなってくるともうしないと。

土居教育長

定年延長も視野に、来年度要項が出るみたいで、今聞くと61歳が2年間で、62歳が2年間、4年かけて2歳延長されるんじゃないかなというような話らしいです。

森岡委員：

それは学校でも行政でもですね。

土居教育長：

そうですね、学校も行政も。学校だけじゃあ出来ないので。他にご質問ございませんか。それでは議決をお願いをいたします。議案第51号教職員人事異動内申についてはご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

では明日の昼までに事務所へ届けることになっております。それでは議案第52号 邑南町

立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正についてを審議をいたします。事務局からお願いします。

高瀬学校教育課長：

資料を基に説明

議案第52号 邑南町立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正についてでございます。これにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。これ以降学校教育課から提出しております第56号までの規則ないし要綱の改正については、同じ今回改正内容となっております。全体通してその改正の理由を説明させていただきますと、国の規制改革推進会議において、行政手続きにおける押印見直しの基準等が議論され、その基準が示されました。それに基づきまして、地方自治体においても見直し等が求められていたところでございます。この度これに該当する条例・規則・要綱等全て洗い出しをさせていただいて、その中で該当する規則と要綱について、今回改正を教育委員会の方に出させてもらっております。いずれに置きましても住民の方、地域の方からの申請の様式の様式押印部分の廃止を今回出させてもらっております。なお、ちなみに、条例等について押印の条文等も検索しましたが、そちらはございませんでしたので、今回すべて様式の変更ということで出させてもらっております。まず、最初に第52号の方ですが新旧対象表をご覧ください。こちら様式第1号として指定学校の変更申出書の様式がございまして、現行の方、氏名の横の方に印という字がございまして、これを廃止するというで改正後のところ、印を省略をさせてもらっております。第52号については以上でございます。

土居教育長：

押印廃止に関わる条例改正ですので、規則改正ですので、すべて続けて説明してください。

高瀬学校教育課長：

それでは一括説明をさせていただきます。次議案第53号です。邑南町立学校施設整備の開放に関する規則の一部改正についてでございます。こちら一枚はぐっていただきますとこちら様式等付けておりますが、まず、最初に様式第1号のところ、学校施設の開放の許可の申請書についてですが、こちら使用者の方からの届出の時に、印をもらう様式になっておりましたが、こちらについても廃止をさせてもらっております。許可等につきましては公印をつくる関係がありますので、印の方は残しております。それから続きまして、議案第54号邑南町児童に係る経費負担助成金交付要綱の一部改正についてです。これにつきましても一枚はぐっていただきますと、まず、最初に様式第1号の方でございます。この助成金交付申請書についても印をつくる欄がありますので、それも廃止をさせてもらっております。次に2枚目ですが、様式3号の方、こちらの方についても下段の方、名前の横に印というところがありますので、こちら廃止をさせてもらっているところでございます。それから議案第55号邑南町立小学校小規模特別認定校制度実施要綱の一部改正についても、こちら様式の方採用をさせてもらってござい

す。一枚はぐっていただきますと、こちら誓約書の方に名前の横に印をつく欄がありますので、こちらも同じように廃止をさせてもらっているところがございます。それから最後になりますが、議案第56号 邑南町GIGAスクールオンライン学習用ルーター貸出要綱の一部改正についてです。こちら1枚はぐっていただきますと、こちら様式等つけております。こちらの申請者の保護者名のところに印を押す欄がございますので、そこを廃止をさせてもらっているところがございます。以上関連する規則、要綱等について説明させていただきました。以上でございます。

土居教育長：

議案52号から56号については、押印廃止の規則改正です。これについてご質問ございませんでしょうか。

森岡委員：

何点か上がってるんですけど、これ以外に学校教育課関係で、申請者の押印するものってのはないですね。

高瀬学校教育課長：

地域の方が、出すものについては、これだけのみです。一つ残っておるのが、教職員の方が、出してもらう様式の方にも印を押す欄がございますが、これについては、まだ県教委の方での申出、申請書等にまだ印を押す欄が残っていますので、そちらの改正に併せて、学校の教職員の方から教育委員会に出してもらう様式等についてもその都度変更させてもらえればと思います。あともう一つちなみに、奨学金の方についても個人印を押すところがございますが、これについては、3月議会のところで、出す予定にしておりまして、今回出さなかった理由につきましては、奨学金の連帯保証人についてですね、議員がその連帯保証人に名を連ねることは出来ないというようなところで、様式等の変更等もございますので、そちらと併せて奨学金の規則の方に申請書の様式がございますが、それについては次回の教育委員会で出ささせていただければと思っております。以上でございます。

土居教育長：

よろしいでしょうか。それでは一括して議案第52号から56号まで、一括してご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

それでは、52号から56号までのご承認をいただきました。それでは議案第57号 指定校の変更についてを審議をいたします。事務局説明をお願いします。

高瀬学校教育課長：

議案第57号指定学校の変更についてでございます。これにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の規定により教育委員会の議決求めるものでございます。一枚はぐっていただきますとそちら申出書を付けておりますのでご覧いただければと思います。

以下個人情報につき省略

これについては以上でございます。

土居教育長：

議案第57号について、ご質問ございますでしょうか。

教育委員：

ありません。

土居教育長：

議案第57号指定学校変更について、ご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

続きまして、議案第58号邑南町立図書館条例施行規則の一部改正についてを審議いたします。事務局お願いします。

三上生涯学習課長：

議案第58号邑南町立図書館条例施行規則の一部改正についてでございます。このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。一枚はぐっていただきますと、変更点が載せてあります。学校教育課と同じく、押印についての廃止のところでございます。条文中にはありませんので、様式の中の13条に亡失(き損)届出書という様式がありまして、この中に押印をするところがございますので、それを廃止するものでございます。

土居教育長：

続けてお願いします。

三上生涯学習課長：

続きまして第59号は、邑南町立郷土館条例施行規則の一部改正についてでございます。こ



れにつきましても、様式中の郷土館使用許可申請書中に申請者の欄に押印の欄がありますので、これを廃止するものでございます。続きまして、邑南町フィンランド共和国交流派遣実施要綱中の様式で、参加申込書の様式中、押印欄がありますので、押印を廃止するものでございます。

土居教育長：

議案第58号から60号についても押印廃止ということで、様式の一部改正ということですので、これについてご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

教育委員：

はい。

土居教育長：

それでは一括でご承認いただけ。

三上生涯学習課長：

すみません、指定管理の関係上、条例、規則で押印欄がありますが、そのほかのところの規則等に、それにつきましては、全課にまたがっている部分がありますので、また後日、指定管理担当の方で、指示をしますということでございましたので、今回は挙げておりません。

森岡委員：

これ以外に公民館はないですか。

三上生涯学習課長：

公民館等の使用申請書を確認いたしましたが、押印欄がありませんでした。

森岡委員：

自然館はどうですか。

三上生涯学習課長：

も、ありませんでした。

土居教育長：

他ご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。58号から60号まで押印廃止について、ご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

高瀬学校教育課長：

すみません、一点。今回出しました分については、例規に載っておる定められた様式になっておりますが、これ以外に例規に載っていない任意の様式等もありまして、まだ押印の欄もありますので、そちらについては順次見直しをさせてもらおうと思っておりますので追加で付け足しておきます。

森岡委員：

要綱関係はこれしか、フィンランドのとか無いですかね。条文いろいろあるじゃないですか。例えば残っておると思うんですけど、各地域でいろいろやるとか、十万円か何ぼうか出すとかあったじゃないですか。

三上生涯学習課長：

夢づくり。

森岡委員：

ああそうそう。あれらは、要綱はないんですか。

三上生涯学習課長：

夢づくりプランの期限が、過ぎておりますので、要綱が。

森岡委員：

要綱は無しということ。

三上生涯学習課長：

はい。

土居教育長：

任意の書類についても押印が必要で無いものは、廃止するという方向で行きたいというふうに思いますので、ご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

はい。

土居教育長：

では58号から60号まで、ご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

では、議案第61号区域外就学について審議をいたします。事務局お願いします。

高瀬学校教育課長：

議案第61号区域外就学についてです。これにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。一枚はぐっていただきますと、こちら区域外就学の協議についてということで、浜田市の教育委員会から提出がっております。そちら書いております児童の方からの申出書、裏面の方にも兄弟、二人おられますので出ております。一枚はぐっていただきますと区域外就学の申出書がございますので、そちらを見ていただければと思います。

以下個人情報につき省略

これについては以上でございます。

土居教育長：

議案61号区域外就学についてお諮りをしたいと思います。この件についてご質問ございませんでしょうか。よろしいですか。それでは議案第61号についてご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

以上で、第16回を終了します。

(~10:57)